

第7期東峰村障がい福祉計画及び 第3期東峰村障がい児福祉計画



令和6年3月

東 峰 村

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 障がい福祉施策の動向	4
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	7
1 東峰村の人口・世帯数	8
2 障がいのある人等の状況	10
3 障がいのある人を支える地域資源	15
第3章 令和8年度に向けた成果目標	17
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	18
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
3 地域生活支援の充実	20
4 福祉施設から一般就労への移行等	21
5 障がい児支援の提供体制の整備等	23
6 相談支援体制の充実・強化等	24
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	25
第4章 障がい福祉サービスの見込量と方策	27
1 訪問系サービス	28
2 日中活動系サービス	30
3 居住系サービス	33
4 相談支援	35
第5章 障がい児福祉サービスの見込量と方策	37
1 障がい児通所支援	38
2 障がい児相談支援	40
第6章 地域生活支援事業の見込量と方策	41
1 必須事業	42
2 任意事業	50

第7章 計画の推進体制.....	55
1 実施体制.....	56
2 計画の進行管理.....	56
3 計画の見直し.....	56
資料編.....	57
1 東峰村障害福祉計画及び障害者計画策定委員会設置要綱.....	58
2 東峰村障害福祉計画策定委員会 委員名簿.....	60

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がいのある人と障がいのある子どもが、個人の尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざして、制度が整備されてきました。

障がい福祉サービスなどについては、平成 15 年度より、障がいのある人に必要なサービス内容などを行政が決定する措置制度から、障がいのある人が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度に転換した後、平成 18 年度の障害者自立支援法の施行により、身体障がい及び知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。さらに、平成 25 年度には、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が施行されました。

障がいのある子どもに対する支援については、平成 24 年度施行の改正児童福祉法により、障がい児施設の再編と、障がい児通所支援として放課後等デイサービスなどが創設されました。また、平成 30 年度からは、障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を推進するため、児童福祉法の定めにより、市町村において障がい児福祉計画を策定することになりました。

東峰村では、令和 3 年度から 3 年間を計画期間とする「第 6 期東峰村障がい福祉計画及び第 2 期東峰村障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービス等提供の充実に努めてきました。

「第 6 期東峰村障がい福祉計画及び第 2 期東峰村障がい児福祉計画」の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした東峰村の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、令和 6 年度から 3 年間を計画期間とする「第 7 期東峰村障がい福祉計画及び第 3 期東峰村障がい児福祉計画」（以下、「本計画」）を策定し、東峰村における障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの一層の充実に努めます。

※ 「障害」の表記について

現在、法律の名称や国の制度・事業名称などでは「障害」と表記されていますが、現行の「第 2 次東峰村総合計画」では、法律等の名称以外では「障がい」を使用しています。したがって、本計画においては、法律の名称等では「障害」の字を使用し、それ以外では、「障がい」を使用します。

2 計画の位置づけ

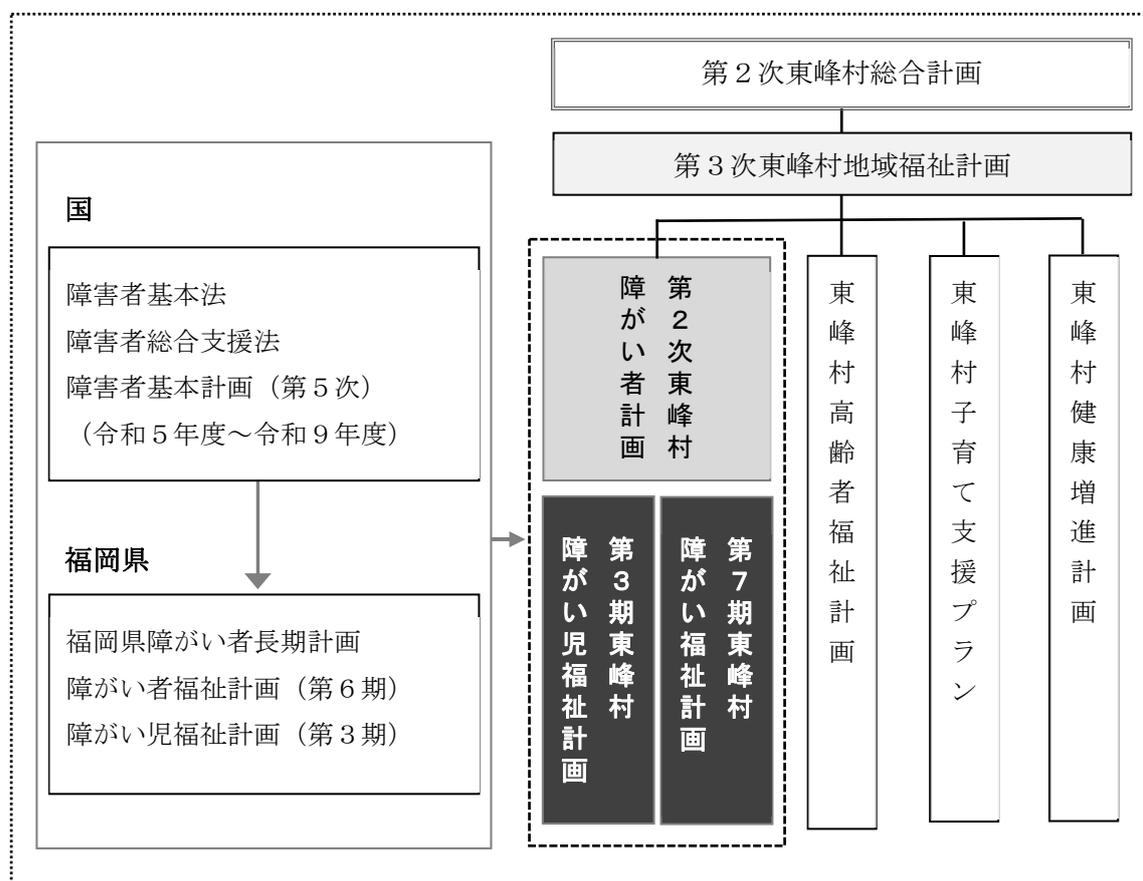
(1) 第7期東峰村障がい福祉計画

障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の障がい福祉施策の実施計画として策定するものです。

(2) 第3期東峰村障がい児福祉計画

児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援や障がい児相談支援等の障がい福祉施策の実施計画として策定するものです。

■ 計画の位置付け



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 障がい福祉施策の動向

(1) 国の施策の動向

年	主な制度・法律	主な内容
平成 30年	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の文化芸術活動を推進することで障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 計画策定が努力義務化（地方公共団体）
令和 元年	障害者雇用促進法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者等の読書環境を総合的かつ計画的に推進 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
令和 2年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 国民に向けた広報啓発の取組推進 バリアフリー基準適合義務の対象拡大
令和 3年	障害者差別解消法の改正 ※一部令和6年4月施行	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児が在籍する保育所・学校等に対する支援の確保 日常生活における相談支援体制の確保及び支援人材の確保等
令和 4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進
令和 5年	障害者総合支援法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等の地域生活の支援体制の充実
	精神保健福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
	障害者雇用促進法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
	児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 小児慢性特定疾病児童に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
	障害者基本計画（第5次）の策定	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施策の基本的な方向

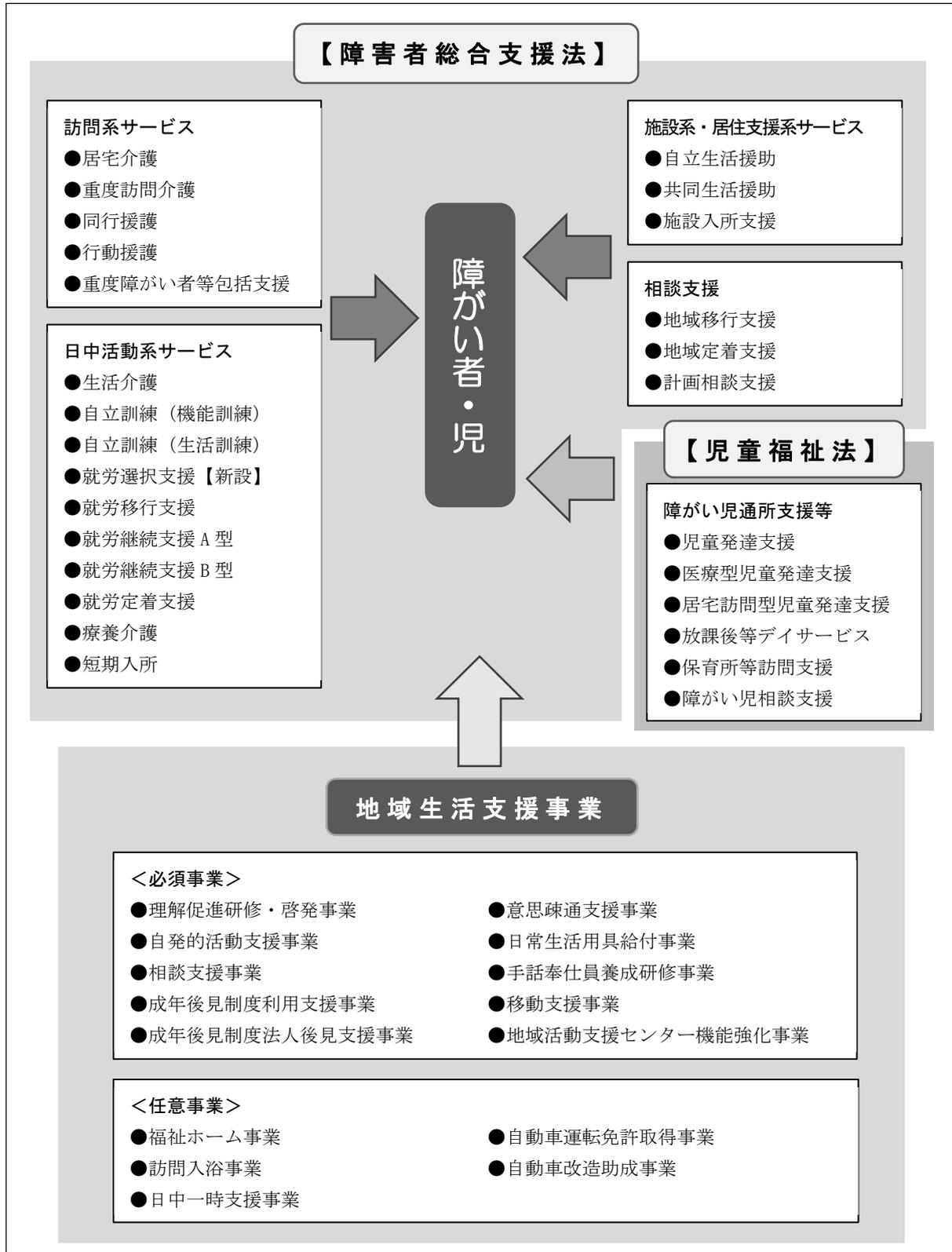
第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る基本指針の見直し

▼ 基本指針の主なポイント

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズに対応
 - ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障がい者等の相談支援業務に関する実施体制の整備
- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・就労選択支援の創設に関する活動目標を設定
- 障がい児のサービス提供体制の構築
 - ・重層的な障がい児支援体制の整備
 - ・医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- 発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等の支援体制の充実
- 地域における相談支援体制の充実・強化
 - ・基幹相談支援センター及び相談支援体制の充実・強化
- 障がい者等に対する虐待の防止
 - ・虐待防止委員会の設置、村と関係機関等との連携の推進
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・地域福祉計画との連携を図り、包括的な支援体制の構築の推進
- 障がい福祉サービスの質の確保
 - ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討
- 障がい福祉人材の確保・定着
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数を指標に追加
- よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
 - ・データに基づいた、地域における障がい福祉の状況の把握
- 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

(2) 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、及び、児童福祉法に基づく障がい児支援サービス等の体系を下図に示します。

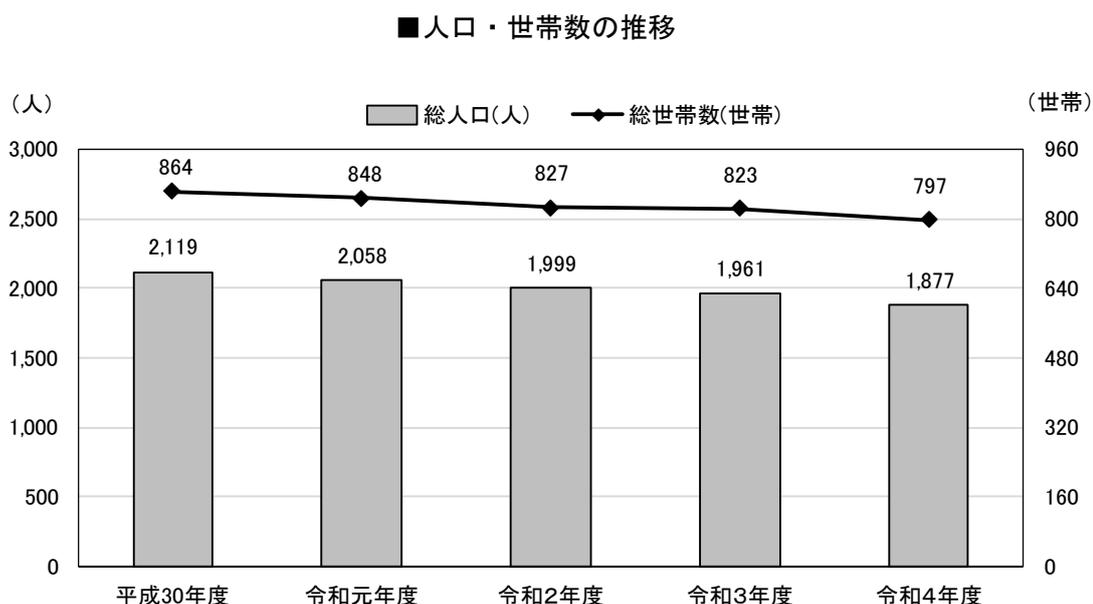


第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 東峰村の人口・世帯数

(1) 総人口・総世帯数の推移

本村の人口・世帯数は、令和4年度で総人口 1,877 人、総世帯数 797 世帯となっており、ともに減少が続いています。一世帯あたりの人員は、令和元年度から令和2年度にかけて増加しましたが、令和3年度以降再び減少しています。



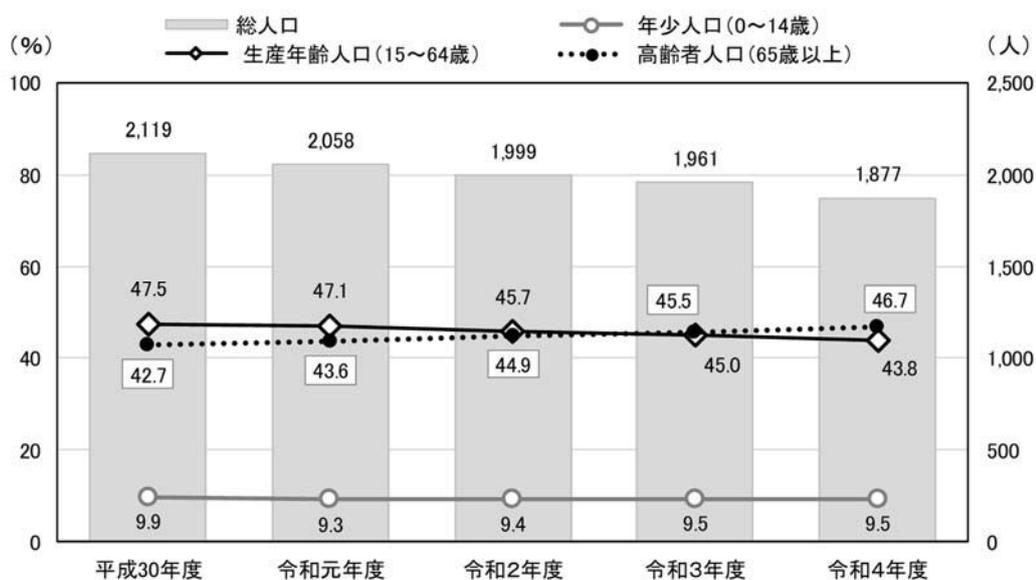
■人口・世帯数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口(人)	2,119	2,058	1,999	1,961	1,877
総世帯数(世帯)	864	848	827	823	797
世帯当たり人員(人)	2.45	2.24	2.41	2.38	2.35

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）の構成比は横ばいとなっていますが、生産年齢人口（15～64歳）の構成比は減少しています。高齢者人口（65歳以上）の構成比（高齢化率）は増加しており、令和4年度で46.7%となっています。

■年齢3区分別人口構成の推移



■年齢3区分別人口構成の推移

	単位 (構成比)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	人	2,119	2,058	1,999	1,961	1,877
年少人口 (0～14歳)	人	209	191	188	186	178
構成比	%	9.9	9.3	9.4	9.5	9.5
生産年齢人口 (15～64歳)	人	1,006	969	913	882	822
構成比	%	47.5	47.1	45.7	45.0	43.8
高齢者人口 (65歳以上)	人	904	898	898	893	877
構成比	%	42.7	43.6	44.9	45.5	46.7
前期高齢者 (65～74歳)	人	360	374	403	410	405
構成比	%	39.8	41.6	44.9	45.9	46.2
後期高齢者 (75歳以上)	人	544	524	495	483	472
構成比	%	60.2	58.4	55.1	54.1	53.8

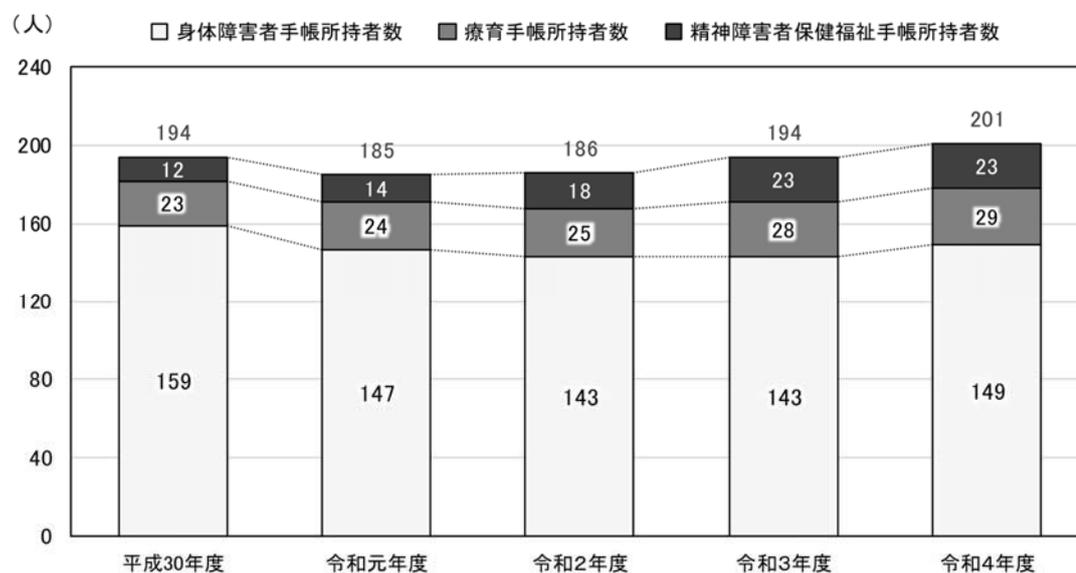
2 障がいのある人等の状況

(1) 障がい者数の推移

令和4年度の障害者手帳所持者数は201人で、総人口1,877人に占める割合は10.7%となり、令和2年度以降、増加傾向にあります。

手帳の種別でみると、身体障害者手帳所持者の構成比が74.1%と最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成30年度から令和4年度にかけて5.2%の増加がみられます。

■障がいのある人の数の推移



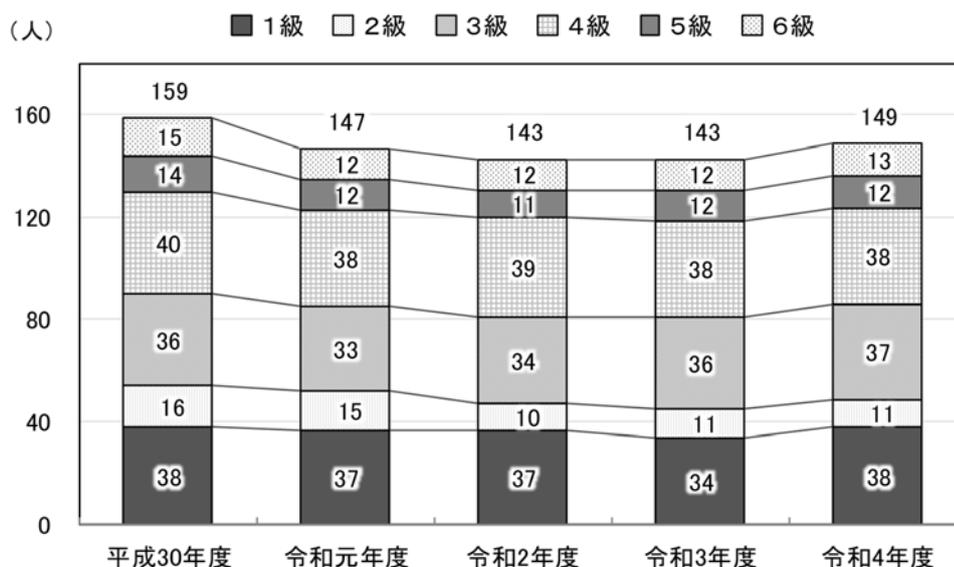
■障がいのある人の数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実数 (人)	身体障害者手帳所持者数	159	147	143	143	149
	療育手帳所持者数	23	24	25	28	29
	精神障害者保健福祉手帳所持者数	12	14	18	23	23
	計	194	185	186	194	201
構成比 (%)	身体障害者手帳所持者数	82.0	79.5	76.9	73.7	74.1
	療育手帳所持者数	11.9	13.0	13.4	14.4	14.4
	精神障害者保健福祉手帳所持者数	6.2	7.6	9.7	11.9	11.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 身体障がい者の状況

本村の身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数は減少傾向にありましたが、令和4年度で僅かに増加しています。令和5年時点の等級別構成比をみると、1級が26.8%と最も高く、障がい種別では下肢機能障がいが35.6%、上肢機能障がい21.5%と高い割合を占めています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



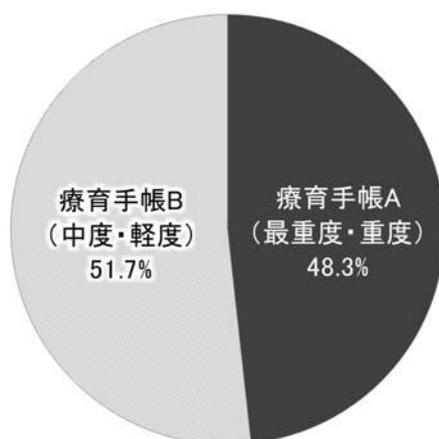
■身体障害者手帳所持者数（種別・等級別）

障がい種別	障がい等級						計	構成比 (%)
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚障がい	2	2	1	1	2	1	9	6.0
聴覚障がい	1	1	4	3	0	3	12	8.1
平衡機能障がい	0	0	0	0	0	0	0	0.0
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	0	0	0	0	0	0	0.0
上肢機能障がい	11	5	6	3	2	5	32	21.5
下肢機能障がい	0	2	15	28	4	4	53	35.6
体幹機能障がい	0	1	3	0	4	0	8	5.4
脳原性上肢	0	0	0	0	0	0	0	0.0
脳原性移動	0	0	0	0	0	0	0	0.0
心臓	22	0	6	0	0	0	28	18.8
腎臓	4	0	0	0	0	0	4	2.7
呼吸器	0	0	0	0	0	0	0	0.0
ぼうこう・直腸	0	0	1	2	0	0	3	2.0
小腸	0	0	0	0	0	0	0	0.0
免疫	0	0	0	0	0	0	0	0.0
不明	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	40	11	36	37	12	13	149	100.0
構成比 (%)	26.8	7.4	24.2	24.8	8.1	8.7	100.0	

(3) 知的障がい者の状況

知的障がい者（療育手帳所持者）数は、令和4年度で29人となっており、増加が続いています。等級別の割合は、療育手帳A（最重度・重度）が48.3%、療育手帳B（中度・軽度）が51.7%で、最重度・重度者は減少傾向に、中度・軽度者は増加傾向にあります。

■障がい等級別の割合



■療育手帳所持者数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実数 (人)	療育手帳A	13	13	13	14	14
	療育手帳B	10	11	12	14	15
	計	23	24	25	28	29
構成比 (%)	療育手帳A	56.5	54.2	52.0	50.0	48.3
	療育手帳B	43.5	45.8	48.0	50.0	51.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

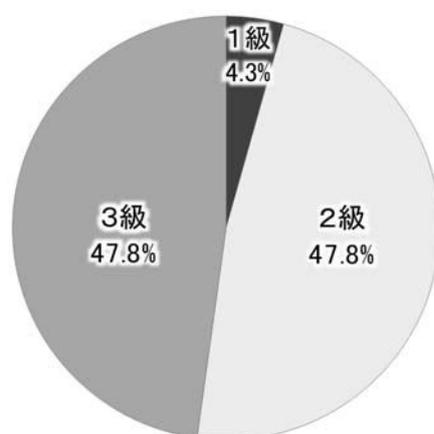
※療育手帳所持者とは、知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているために、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や障がい者更生相談所で判定を受けた人を行い、A（最重度・重度）とB（中度・軽度）に大別されます。

(4) 精神障がい者の状況

本村における精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は増加傾向にあり、令和4年度で23人となっています。等級別の割合をみると、2級と3級がともに47.8%、1級は最も少ない4.3%となり、平成30年度と比較すると3級が大幅に増加しています。

また、自立支援医療受給者数は、令和4年度時点で38人となっており、内訳として、更生医療が5人、精神通院医療が33人となっています。

■障がい等級別の割合



■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実数 (人)	1級	1	1	1	1	1
	2級	9	9	10	12	11
	3級	2	4	7	10	11
	計	12	14	18	23	23
構成比 (%)	1級	8.3	7.1	5.6	4.3	4.3
	2級	75.0	64.3	55.6	52.2	47.8
	3級	16.7	28.6	38.9	43.5	47.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※精神障害者保健福祉手帳は、1級から3級に等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

■ 自立支援医療受給者数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実数 (人)	更生医療	12	5	7	5	5
	精神通院医療	32	28	32	43	33
	合計	44	33	39	48	38

(5) 障がいのある子どもの状況

本村における就学状況としては、小学部の特別支援学級へ7人の児童が通学しています。

■ 就学の状況

	身体障害者 手帳所持者数 (1級)	療育手帳所持者数 区分		特別支援学級 児童・生徒数
		A	B	
小学部	0	0	0	7
中学部	0	0	0	0
合計	0	0	0	7

3 障がいのある人を支える地域資源

(1) 障がいのある人・子どもに関する施設

種 別	施 設 名
保育所	小石原保育園、美星保育所
小学校・中学校	東峰学園
社会福祉法人	東峰村社会福祉協議会

(2) 人的資源（村全体）

種 別	人数	組織の概要・活動
身体障害者相談員	2人	身体障がい者の福祉の増進を図るべく、身体障がい者の相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助を行う民間の協力者です。
身体障害者福祉協会	30人	障がいのある人の自立と社会参加を目的として、グラウンドゴルフや研修、旅行などの様々な活動を行っています。
民生委員・児童委員	12人	民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。行政機関と連携しながら、身近な地域で様々な相談や援助活動を行っており、児童福祉法の児童委員を兼ねています。
保健師	2人	地域の新生児、乳幼児、妊婦、大人、高齢者、障がい者など、あらゆる人たちを対象とし、地域住民の病気の予防活動、健康増進活動、保健指導を行います。
保護司	1人	専門的な知識に基づき、犯罪や非行を犯した人を通常の社会生活の中で指導、援助します。
社会福祉士	2人	高齢者や障がいのある人が地域で安心して生活できるように、相談業務を専門に行う。虐待などの困難事例の防止、早期発見、権利擁護などの支援を行います。
消防団員	165人	地域での火災や災害発生時に消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。障がいのある人を含めた地域の見守りを行います。

種 別	人数	組織の概要・活動
老人クラブ会員	371 人	高齢者の自主的な組織として、地域の仲間づくりや健康づくり・介護予防活動、地域を豊かにする社会活動を行っています。
人権擁護委員	3 人	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行う、民間のボランティアです。
集落支援員	5 人	各担当地域の点検活動等を通じて、地域の実情や課題把握を行うとともに、ひとり暮らし高齢者および高齢者世帯への支援、社会福祉協議会との連携など、地域の維持・活性化を推進する活動を行います。

第3章 令和8年度に向けた成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 基本的な考え方

福祉施設に入所している障がい者のうち、障がい福祉サービス等を利用しながら、グループホームや自宅での生活に移行する人の数を見込み、成果目標を設定します。

(2) 国の基本指針

- ① 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
- ② 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(3) 本村における成果目標

項目	単位	数値	考え方
施設入所者数(基準値)	人	4	令和4年度末の人数(A)
目標年度施設入所者数	人	3	令和8年度末時点の利用見込み(B)
目標値(削減見込み)	人	1	$(A) - (B) = (C)$
	%	25	$(C) \div (A)$ (国の基準 5.0%以上)
目標値(地域生活移行数)	人	1	施設入所からグループホームなどへの移行者数(E)
	%	25	$(E) \div (A) =$ (国の基準 6.0%以上)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 基本的な考え方

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(2) 国の基本指針

- ① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- ② 1 年以上長期入院患者の一定数を地域生活へ移行することを、目標値として設定する。
- ③ 入院後 3 か月時点の退院率については 68.9%以上、入院後 6 か月時点の退院率については 84.5%以上、入院後 1 年時点の退院率については 91.0%以上とすることを基本とする。

(3) 本村における成果目標

項 目
本村においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を検討します。

3 地域生活支援の充実

(1) 基本的な考え方

障がいのある人の高齢化・重度化とともに、「親亡き後」を見据えながら、障がいのある人やその家族が安心して住み慣れた地域で生活を継続できるように、緊急時の受入対応体制の確保、地域移行のための体験の場の活用、人材の養成・確保などの支援体制の充実を図り、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の整備を進めます。

(2) 国の基本指針

- ① コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

(3) 本村における成果目標

項 目
障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、保護者の高齢化等の課題があっても、身近な地域で生活を続けていくことができるように、地域生活支援拠点等の整備や生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置を検討します。
強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関と連携した支援体制の整備を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 基本的な考え方

国は、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、障がいのある人が一般就労へ移行すること、また就労定着支援を通じて就労移行した人の職場への定着を促進しています。本市においても事業所や関係機関と連携・協力し、就労移行支援事業の強化と就労定着支援の提供に取り組みます。

(2) 国の基本指針

- ① 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者の数について、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。就労移行支援事業については、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上、さらに就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援 A 型事業については令和 3 年度の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業については概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。
- ② 就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
- ③ 就労定着支援事業による就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

(3) 本村における成果目標

項 目		数 値
令和3年度の実績	年間一般就労移行者数	0人
	就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	0人
	一般就労へ移行した人の割合が5割以上の就労移行支援事業所数	—
	就労継続支援(A型)を利用した一般就労への移行者数	0人
	就労継続支援(B型)を利用した一般就労への移行者数	0人
	就労定着支援事業の年間利用者数	0人
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合	—
目標値	年間一般就労移行者数	1人
	就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	1人
	一般就労へ移行した人の割合が5割以上の就労移行支援事業所数	—
	就労継続支援(A型)を利用した一般就労への移行者数	1人
	就労継続支援(B型)を利用した一般就労への移行者数	1人
	就労定着支援事業の年間利用者数	1人
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合	—

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 基本的な考え方

障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を進めます。

(2) 国の基本指針

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(圏域での設置可)
- ② 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(圏域での確保可)
- ④ 令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(都道府県が関与した上での圏域での設置可)

(3) 本村における成果目標

項 目
児童発達支援センターを圏域に1か所設置することめざします。
保育所等訪問支援の体制の整備は難しいですが、身近な地域で切れ目のない支援を受けられるように支援体制の構築をめざします。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスを、村に確保するための検討を行います。
医療的ケア児支援の協議の場の設置および医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を圏域においてめざします。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基本的な考え方

相談支援体制を充実・強化するため、東峰村社会福祉協議会内に基幹相談支援センターを設置しています。地域の関係機関との連携を強化し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、個別の事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

(2) 国の基本指針

- ① 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

(3) 本村における成果目標

項目	内容	単位	【 第6期 】			【 第7期 】		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	0	0	0	0	0	0
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	人	0	0	0	1	1	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	0	3	3	3	3
地域サービス基盤の開発・改善等	協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善の件数	件	0	0	6	6	6	6

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 基本的な考え方

障がい福祉サービス等に係る福岡県が実施する各種研修をはじめ、関係機関が実施する研修を活用した職員の資質向上に努めます。また、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用した関係自治体等との情報共有を行う体制の構築をめざします。

(2) 国の基本指針

- ① 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加
- ② 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築

(3) 本村における成果目標

項目	内容	単位	【 第6期 】			【 第7期 】		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	福岡県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への村職員の参加人数	人	1	1	1	1	1	1
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	実施の有無	無	無	有	有	有	有
		回数	0	0	2	2	2	2

第4章 障がい福祉サービスの見込量と 方策

1 訪問系サービス

(1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
居宅介護	障害支援区分1以上の障がいのある人（障がいのある子どもは、これに相当する心身の状態）	入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常時介護を要する人	居宅における入浴、排せつ又は食事の介護から、外出時における移動支援までの総合的なサービスを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人	外出する際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する人	行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護や外出時における移動中の介護等を行います。
重度障がい者等包括支援	重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきりの状態にある人	居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供します。

(2) サービスの実績と見込み

- 「居宅介護」は、令和3年度及び令和4年度に1人が利用しています。第7期では、引き続き1人の利用を見込んでいます。
- 「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障がい者等包括支援」は、利用者がいませんでした。平成30年度以降、利用者がいないため、第7期では見込んでいません。

■サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	1	0.8	5	5	5	5
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※「時間/月」＝月間の利用人員(実人数)×1人あたりの月平均利用時間数

(3) 今後の方策

- ▷ 訪問系サービスの利用は多くない状況ですが、利用の希望がある場合には、圏域の市町と連携しサービス提供体制を確保します。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
生活介護	地域や入所施設において、常時介護を要する人	主として、日中に施設で入浴、排せつ、食事の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がいのある人	日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がいのある人	日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練を行います。
就労選択支援	就労系障がい福祉サービスを利用する意向のある障がいのある人	障がいのある人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	一定期間、就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がいのある人	雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けて支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人、就労機会を通じて知識及び能力の向上等が期待される人	一定の賃金水準の下で、就労や生産活動等の機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行います。ただし、雇用契約は結びません。
就労定着支援	就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、一般就労後6ヵ月を経過した人	日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

事業名	主な対象者	サービス内容
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人	主として日中に、病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護や日常生活上のケアを行います。
短期入所 (ショートステイ)	障害支援区分1以上の障がいのある人(障がいのある子どもは、障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する人)	居宅で介護する人が病気等の理由により、夜間も含めて施設などに短期で入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。福祉型(障害者支援施設等において実施)と医療型(病院・診療所等において実施)があります。

(2) サービスの実績と見込み

- 「生活介護」の利用者数の実績は4人でした。第7期では5人の利用を見込んでいます。
- 「自立訓練(機能訓練)」は、利用者がいませんでした。第7期では1人の利用を見込んでいます。
- 「自立訓練(生活訓練)」は、令和4年度に3人が利用しました。第7期では、引き続き3人の利用を見込んでいます。
- 「就労選択支援」は、令和7年を目処に開始する予定です。
- 「就労移行支援」は、利用者がいませんでした。第7期では2人を見込んでいます。
- 「就労継続支援」のA型及びB型の実績は、概ね横ばいとなっています。第7期では、A型の利用者数を3人、B型の利用者数を12人と見込んでいます。
- 「就労定着支援」は、実績がなく、第7期では見込んでいません。
- 「療養介護」は、実績が横ばいとなっており、同様に利用されるものとします。
- 「短期入所」は、福祉型短期入所を令和3年度に1人が利用しました。医療型短期入所の利用はありませんでした。

■サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	4	4	6	5	5	5
	人日/月	91	92	138	115	115	115
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	22	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	人/月	2	3	2	3	3	3
	人日/月	46	69	46	69	69	69
内、精神障がい のある人	人/月	1	1	0	1	1	1
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	2	2
	人日/月	-	-	-	-	46	46
就労移行支援	人/月	0	0	2	2	2	2
	人日/月	0	0	30	46	46	46
就労継続支援 (A型)	人/月	1	1	1	3	3	3
	人日/月	23	23	23	69	69	69
就労継続支援 (B型)	人/月	13	10	12	12	12	12
	人日/月	299	230	276	276	276	276
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	3
福祉型短期入所	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	1	0	10	30	30	30
医療型短期入所	人/月	0	0	1	0	0	0
	人日/月	0	0	5	0	0	0

※「人日/月」＝月間の利用人員(実人数)×1人あたりの月平均利用日数

(3) 今後の方策

- ▷ サービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況を把握し、利用可能な施設等の情報収集に努めるとともに、サービスの利用を支援します。
- ▷ 「就労選択支援」が開始されることを受けて、サービスの実施が円滑に行われるように障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、障がい福祉サービス事業所と連携して体制の確保に努めます。
- ▷ 「就労移行支援」、「就労継続支援（A・B型）」、「就労定着支援」は、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、企業や学校等の各種関係機関と連携し、情報提供の充実及び障がい者トライアル雇用やジョブコーチ制度等の活用を促進し、就労支援体制の充実を図ります。
- ▷ 医療機関等と連携を図り、療養介護が必要な人にサービスの利用支援を行います。

3 居住系サービス

(1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人で、日常生活に不安がある人等	本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的に巡回訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人（身体障がいのある人は、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに、障がい福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある人）	夜間において、地域生活を営む住居における、相談や入浴、排せつ又は食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	生活介護を受けている人であって障害支援区分4以上(50歳以上の人にあつては区分3以上)である人	夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

(2) サービスの実績と見込み

- 「自立生活援助」は、令和3年度及び令和4年度に1人が利用しています。第7期では、引き続き1人の利用を見込んでいます。
- 「共同生活援助」の利用者数は、令和3年度が9人、令和4年度が6人と減少していますが、第7期計画では、利用者の増加に対応できるよう10人を見込んでいます。
- 「施設入所支援」は、令和3年度及び令和4年度に4人が利用しています。第7期では、引き続き4人の利用を見込んでいます。

■サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	0	1	1	1
内、精神障がいのある人	人/月	1	1	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	9	6	10	10	10	10
内、精神障がいのある人	人/月	2	1	0	2	2	2
施設入所支援	人/月	4	4	4	4	4	4

(3) 今後の方策

- ▷ 「共同生活援助」については、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。「自立生活援助」についても同様です。そのため、障がい福祉サービス事業者や障がいのある人にかかわる諸団体等に情報提供を行うとともに、新規参入を支援します。また近隣市町と連携し、障がいのある人の生活を支援します。
- ▷ 「施設入所支援」は、障害支援区分認定に基づき、必要な人が利用できるようにサービス提供体制の確保に努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、障がい者支援施設と連携しながら、地域において自立した日常生活ができる人については地域移行を支援します。

4 相談支援

(1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障害者総合支援法の計画相談支援対象の人、又は児童福祉法の障がい児相談支援対象の人	<p>①サービス利用支援 障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成します。</p> <p>②継続サービス利用支援 障がい福祉サービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>
地域移行支援	障害者支援施設や救護施設・更生施設、更生保護施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人	地域生活に移行するための相談や住居の確保等の支援を行います。
地域定着支援	施設や医療機関、家族との同居等から一人暮らしに移行した障がいのある人	常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。また、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、関係機関との連絡調整等の必要な支援を行います。

(2) サービスの実績と見込み

- 「計画相談支援」は、実績が増加傾向です。第7期では、増加を見込んでいます。
- 「地域移行支援」は、令和4年度に利用した人はいませんでした。第7期では、長期入院している障がいのある人等の地域移行を推進するために、1人の利用を見込んでいます。
- 「地域定着支援」は、利用者がいませんでした。第7期では、障がいのある人等の地域生活を支援するために、1人の利用を見込んでいます。

■サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	27	28	30	31	32	33
地域移行支援	人/月	1	0	1	1	1	1
内、精神障がいのある人	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1	1
内、精神障がいのある人	人/月	0	0	1	1	1	1

(3) 今後の方策

- ▷ 「計画相談支援」は、今後もサービス等利用計画の作成を促進するとともに、関係機関の連携を強化し、地域相談支援体制の整備・充実に努めます。また、ケアマネジメントを担う人材の確保を進めるとともに質の向上に努めます。
- ▷ 「地域移行支援」「地域定着支援」は、様々な機会を通じて情報提供を行い、障がい者支援施設や医療機関等と連携し、地域生活への移行が可能な人の把握に努めます。

第5章 障がい児福祉サービスの見込量 と方策

1 障がい児通所支援

(1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども	日常生活における基本的な知識・技能の付与や集団生活への適応訓練、治療等を行います。 ※児童福祉法改正により令和6年4月から、「児童発達支援」と「医療型児童発達支援」が一元化され、『児童発達支援』となります。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児	放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、集団生活への適応のために、障がい児本人への訓練又は教諭に対する支援方法の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

(2) サービスの実績と見込み

- 「児童発達支援」の利用者数は、令和3年度が1人、令和4年度が2人と増加しており、第7期計画では、利用者の増加に対応できるよう3人を見込んでいます。
- 「放課後等デイサービス」の利用者数は、令和3年度が2人、令和4年度が3人と増加しています。近年、放課後等デイサービスの需要が増加していることから、第7期では、4人の利用を見込んでいます。
- 「保育所等訪問支援」は、第7期では1人の利用を見込んでいます。
- 「居宅訪問型児童発達支援」は、実績がなく、第7期では見込んでいません。
- 「医療型児童発達支援」は、実績がなく、第7期では「児童発達支援」に一元化されるため見込んでいません。

■サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	1	2	2	3	3	3
	人日/月	4	7	10	10	10	10
放課後等デイサービス	人/月	2	3	2	4	4	4
	人日/月	2	18	10	20	20	20
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0			
	人日/月	0	0	0			

※「人日/月」: 月間の利用人員(実人数)×1人あたりの月平均利用日数

(3) 今後の方策

- ▷ 障がい種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、児童発達支援センターを朝倉圏域に1か所設置することめざします。
- ▷ 「放課後等デイサービス」は、村に確保するための検討を行います。
- ▷ 「保育所等訪問支援」は、朝倉圏域内にてサービス提供体制の整備を行います。
- ▷ 「居宅訪問型児童発達支援」は、第6期において実績がなく、第7期においても利用を見込んでいませんが、利用希望がある場合は、迅速に対応できるようにサービス提供体制の整備に努めます。

2 障がい児相談支援

(1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援事業を利用する全ての障がい児	利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成を行います。

(2) サービスの実績と見込み

- 「障がい児相談支援」の利用者数は、令和3年度が3人、令和4年度が6人と増加しており、第7期計画では、利用者の増加に対応できるよう10人を見込んでいます。

■ サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人/月	3	6	4	10	10	10

(3) 今後の方策

- ▷ 障がいのある子どもやその家族がニーズに応じてサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに、関連機関と連携し相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

第 6 章 地域生活支援事業の見込量と 方策

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民	障がいのある人が、日常生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会や講演会等のイベントの開催、啓発活動を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等やその家族、地域住民	障がいのある人が、地域で自立した日常生活や社会生活が営めるように、地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

2) サービスの実績と見込み

- 「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」の実績はありません。第7期では、事業の実施を見込んでいます。

■ サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有/無	無	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有/無	無	無	有	有	有	有

3) 今後の方策

- ▷ 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、研修会や広報紙等を活用して普及・啓発に取り組みます。
- ▷ 障がいのある人やその家族が互いを支え合うピアサポート^{※1}活動や災害対策活動、ボランティア活動等への支援体制を強化します。

※1 ピアサポート：同様の経験をした仲間同士による対等な関係性の中で生まれる支え合いのこと。

(2) 相談支援事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人や子ども の保護者、介護者等	障がいのある人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のために、関係機関との連絡調整や障がいのある人等の権利を擁護するために、必要な援助を行います。

2) サービスの実績と見込み

- 第7期でも引き続き「障がい者相談支援事業」「基幹相談支援センター等機能強化事業」「地域自立支援協議会」を継続して行います。

■ サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	0	1	0	1	1	1
住宅入居等支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

3) 今後の方策

- ▷ 「相談支援事業」の周知を図り、多様化するニーズにも適切に対応できるように、専門的な相談支援の充実を図ります。

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障がい又は精神障がいのある人	成年後見制度の利用について必要となる経費の全て、又は一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度法人後見活動を実施する事業所、団体等	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

2) サービスの実績と見込み

- 「成年後見制度利用支援事業」は、利用者がいませんでした。第7期では1人の利用を見込んでいます。
- 「成年後見制度法人後見支援事業」は、実績がありませんでした。第7期では事業の実施を見込んでいます。

■ サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	有/無	無	無	有	有	有	有

3) 今後の方策

- ▷ 「成年後見制度」を必要とする人が利用できるように積極的な周知に努めます。また、法人後見に関する研修や、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援等を行います。

(4) 意思疎通支援事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人	手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行います。

2) サービスの実績と見込み

- 「意思疎通支援事業」は、実績がなく、第7期では見込んでいません。

■サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	人/年	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0

3) 今後の方策

- ▷ 事業の周知に努め、利用希望がある場合は、迅速に対応できるようにサービス提供体制の整備に努めます。

(5) 日常生活用具給付事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
日常生活用具給付事業	障がいのある人や障がいのある子ども、難病患者等	当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

2) サービスの実績と見込み

- 「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」は、利用実績が1件ありました。
- 「排泄管理支援用具」は、令和3年度に20件、令和4年度に19件の利用がありました。第7期では令和3年度の実績を踏まえて20件の利用を見込んでいます。

■ サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	0	1	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	件/年	1	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件/年	20	19	25	20	20	20
住宅改修費	件/年	0	0	0	0	0	0

3) 今後の方策

- ▷ 事業の周知を図るとともに、障がいのある人が地域で安心して日常生活を送り、地域活動へ参加できるよう、継続的にニーズを把握し、適切な給付に努めます。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	村内に住居又は勤務し、聴覚障がい者等の福祉に理解や認識を深めたい人	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

2) サービスの実績と見込み

- 「手話奉仕員養成研修事業」は、令和3年度に1人、令和4年度に3人が利用しています。第7期では、2人の利用を見込んでいます。

■ サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	1	3	2	2	2	2

3) 今後の方策

- ▷ 事業の周知を図り、養成講座を行うとともに、講座の修了者が手話奉仕員や通訳者として活躍できるように支援します。

(7) 移動支援事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
移動支援事業	外出時に支援が必要と認められた身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人や障がいのある子ども	円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

2) サービスの実績と見込み

- 「移動支援事業」は、令和3年度に1人、令和4年度に3人が利用しています。第7期では令和4年度の実績を踏まえて3人の利用を見込んでいます。

■ サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	人/年	1	3	4	3	3	3

3) 今後の方策

- ▷ 障がいのある人等の地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出のための必要なサービス提供体制の整備に努めます。

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人や障がいのある子ども、難病患者等	障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

2) サービスの実績と見込み

- 「地域活動支援センター機能強化事業」は、実績がなく、第7期では見込んでいません。

■ サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
センター数	箇所	0	0	0	0	0	0
利用人数	人/年	0	0	0	0	0	0

3) 今後の方策

- ▷ 地域活動支援センターの設置は見込んでいませんが、今後も利用者のニーズの把握に努め、必要な場合には設置の検討を行います。

2 任意事業

(1) 福祉ホーム事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
福祉ホーム事業	家庭環境、住居事情等により、住宅を必要とする障がいのある人	家庭環境、住居事情等の理由により、住居を必要としている人に、適切な住居を提供します。

2) サービスの実績と見込み

○ 「福祉ホーム事業」は、実績がなく、第7期では見込んでいません。

■ サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	人/年	0	0	0	0	0	0

3) 今後の方策

▷ 事業の周知に努め、利用希望がある場合は、迅速に対応できるようにサービス提供体制の整備に努めます。

(2) 訪問入浴事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
訪問入浴事業	居宅において入浴が困難な重度の身体障がいのある人や子ども	身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

2) サービスの実績と見込み

- 「訪問入浴事業」は、利用者がいませんでした。第7期では1人の利用を見込んでいます。

■サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	人/年	0	0	1	1	1	1

3) 今後の方策

- ▷ サービスを必要とする人が利用できるよう積極的に事業の周知を図るとともに、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 日中一時支援事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
日中一時支援事業	日中において、支援する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた障がいのある人や難病のある人等	障がいのある人を介護している家族等が一時的に介護できない場合や、家族等の介護負担を軽減するため、施設等において日帰りで入浴、排せつ又は食事等の介護、その他必要な支援を行います。

2) サービスの実績と見込み

- 「日中一時支援事業」は、利用者がいませんでした。第7期では1人の利用を見込んでいます。

■サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	人/年	0	0	1	1	1	1

3) 今後の方策

- ▷ 事業の周知を図るとともに、障がいのある人やその家族のニーズに対応できるサービス提供体制の整備に努めます。

(4) 自動運転免許取得・自動車改造助成事業

1) サービスの内容

事業名	主な対象者	サービス内容
自動車運転免許取得事業	自動車運転免許証の取得により、社会参加が見込まれる身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病のある人等	障がいのある人の社会参加の促進を図るために、運転免許を取得する際の費用の3分の2以内で10万円を限度に助成を行います。
自動車改造助成事業	自ら所有する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる者であって、前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病のある人等	自立した生活や就労等の実現のために障がいのある人自らが所有し、運転する自動車を改造する際の費用を、10万円を限度に助成を行います。

2) サービスの実績と見込み

- 「自動車運転免許取得事業」「自動車改造助成事業」は、利用者がいませんでした。第7期ではともに1人の利用を見込んでいます。

■サービスの実績と見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績		見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得事業	人/年	0	0	1	1	1	1
自動車改造助成事業	人/年	0	0	1	1	1	1

3) 今後の方策

- ▷ 事業の周知に努め、利用希望がある場合は、迅速に対応できるようにサービス提供体制の整備に努めます。

第7章 計画の推進体制

1 実施体制

本計画は、第2次東峰村障がい者計画と一体的に推進するとともに、住民福祉課が中心となり、庁内関係各課、福祉関係団体、障がい当事者などと連携を図っていきます。障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いため、情報の収集に努めながら、関係行政機関との連携を図ります。

また、社会経済環境や障がいのある人のニーズの変化にも対応しつつ、効果的かつ効率的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画の定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときには、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。

本計画においても、「PDCAサイクル」により計画の進行管理を行います。「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。



3 計画の見直し

社会情勢等の変化や本計画の推進及び評価を通じて、本計画を変更する必要性が生じた場合には、対象期間の途中であっても、本計画を柔軟に見直すこととします。

計画終了年度の令和8年度には、3か年の評価を踏まえ、「第8期東峰村障がい福祉計画及び第4期東峰村障がい児福祉計画」の策定を行います。

資料編

1 東峰村障害福祉計画及び障害者計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 10 月 30 日

告示第 44 号

改正 平成 20 年 2 月 18 日告示第 2 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 7 号

令和 5 年 3 月 31 日告示第 13 号

(設置)

第 1 条 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」の策定にあたり、東峰村の特性に応じて事業展開を検討し、各専門分野の立場や地域住民等広く関係者の意見を反映させるために、東峰村障害福祉計画及び障害者計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、これを村長に提言する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認められる事項

(構成)

第 3 条 策定委員会は、委員 9 人以内をもって構成する。

2 委員は、別表に掲げる団体から推薦された者等に対して、村長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 4 条 策定委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(解散)

第 6 条 策定委員会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第 7 条 策定委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 18 日告示第 2 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日告示第 7 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日告示第 13 号)

別表(第 3 条関係) 略

2 東峰村障害福祉計画策定委員会 委員名簿

No.	区分	所属団体等	氏名	会議役職
1	学識経験者	議会総務常任委員会 委員長	大蔵 久徳	会長
2	保健・医療	住民福祉課保健師	手嶋 幸恵	
3	地域福祉	社会福祉協議会 事務局長	和田 博	
4		民生委員児童委員協議会 会長	岩田 涉	
5	障がい者 代表	身体障害者福祉協会 会長	高倉 寛視	副会長
6		身体障害者福祉協会 副会長	熊谷 武夫	
7	行政	副村長	菅 義範	
8		総務企画課 課長	城 辰也	
9		住民福祉課 課長	樋口 修一	

**第7期東峰村障がい福祉計画及び
第3期東峰村障がい児福祉計画**

令和6年3月

発行 福岡県 東峰村

〒838-1692 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原941-9

電話 (0946) 74-2311

FAX (0946) 74-2722



東峰村